令和７年度高知市中小企業等生産性向上設備
導入支援事業費補助金

【募集要領】

令和8年2月2日

生産性を向上させるための先端設備等の取得に対する補助金です。

【募集期間】 令和８年３月２日（月）～令和８年12月25日（金）

受付時間：午前８時30分～午後５時15分（正午から午後１時を除く）

※土・日・祝日は受付できませんのでご注意ください。

※補助金予算の上限に達し次第、受付を終了します。

【問い合わせ先】

高知市役所　商工振興部　産業政策課　設備導入補助金担当

住所：〒780-8571

高知市本町五丁目１番45号　第二庁舎２階

電話：088-823-9456

Mail：kc-151701@city.kochi.lg.jp

【ご注意】

- 本補助金の申請に当たっては、先端設備等導入計画について本市の認定を受けていることが必要です。**※先端設備等導入計画と本補助金の同時申請はできません。**
- 先端設備等導入計画は、**計画内に「賃上げの方針を従業員へ表明した旨」を記載**し、あわせて**表明したことを証する書面を添付**しているものに限ります。
- 補助金申請書の受理に当たっては、先端設備等導入計画に記載された**設備の内容・数量・数値等の詳細情報の記載が必要**となりますので、事前に十分な計画策定をお願いします。
- 申請書類に不足があるときは、**受理せず一旦お返しする場合**があります。
- 先端設備等導入計画の認定には、**申請から概ね２～３週間を要します。**募集締切直前の申請は、認定が間に合わない場合がありますのでご注意ください。
- 本補助金の交付は、１**事業者（同一の代表者が代表を務める事業者を含む。）につき通算１回限り**です。

〔 目次 〕

１．事業の目的…………………………………………………………３
２．補助対象者（要件・対象外）……………………………………３
３．補助対象事業（対象設備等・要件）……………………………３
４．補助対象事業期間（購入期限・実績報告期限）………………４
５．補助対象経費………………………………………………………４
６．補助対象外経費……………………………………………………５
７．補助率、補助金額等（2/3・1/2の算定方法）…………………５
８．応募手続きの概要（先端設備等導入計画の認定が前提）……６
９．交付決定及び交付（変更・中止・廃止を含む）………………６
10．事業完了後の提出書類（実績報告・請求）……………………７
11．事業完了後のフォロー・留意事項
（決算書等の提出、財産処分、返還、調査等）…………………７
（別添１）提出書類チェック表………………………………………９

１．事業の目的

「令和７年度高知市中小企業等生産性向上設備導入支援事業費補助金（以下、「本補助金」という。）」は、物価高の影響を受ける中小企業者において、賃上げの実施に必要となる原資の確保を図るため、生産性向上につながる先端設備等の導入に要する費用の一部を補助することにより、中小企業者の生産性向上及び付加価値の向上を図ることを目的とします。

２．補助対象者

本補助金の募集対象者は，以下の（１）から（５）の要件をすべて満たす者であることが必要です。

（１）令和８年３月１日以降に策定し、又は変更した先端設備等導入計画について、法第52条第１項又は第53条第１項に基づく高知市の認定を受けていること。

（２）（１）の先端設備等導入計画については、計画内に賃上げの方針を従業員へ表明した旨を記載し、かつ、従業員へ賃上げ方針を表明したことを証する書面を添付しているものに限ります。

（３）本補助金の申請日時点において、先端設備等の導入により生産性を向上させようとする事業を、本市域で２年以上継続して実施している法人又は個人事業主 であること。

（４）中小企業等経営強化法（平成 11 年法律第 18 号）第２条第１項各号に規定する中小企業者（以下、「中小企業者」という。）であること。

（５）次のいずれかに該当する者でないこと。

・高知市事業等からの暴力団の排除に関する規則（平成23年規則第28号）第４条各号のいずれかに該当すると認める者
・風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号）第２条第５項に規定する性風俗関連特殊営業を行う者（当該者から委託を受け同条第13項に規定する接客業務受託営業を行う者を含む。）
・法人税法（昭和40年法律第34号）第２条第５号に規定する公共法人
・政治的活動又は宗教的活動に係る事業を行う者
・市税等を滞納している者
・この補助金の交付を既に受けた者
・上記のほか、市長が適当でないと認める者

３．補助対象事業

本補助金の対象となる事業（以下「補助対象事業」という。）は、要綱第５条に規定する補助対象設備等を導入する事業であって、次の要件を満たすものです。

・令和９年１月 31 日までに補助対象設備等を購入すること。
・ソフトウェアのみを導入するものでないこと。
・当該補助対象設備等の導入に係る経費について他の補助金等の交付を受けていないこと。
・リース料、割賦購入費用及びサブスクリプションに係る経費を含まないこと。
・当該設備等が、先端設備等導入計画の認定申請時に、年平均の投資利益率が５％以上となることが見込まれる旨について、認定経営革新等支援機関の確認を受けた投資計画に記載されていること。
・当該設備等が、認定経営革新等支援機関の確認を受けた投資計画において、必要性が認められている設備であること。

４．補助対象事業期間

本補助対象事業の実施期間は、交付決定日から補助対象事業の完了日までとします。なお、補助対象設備等の購入は令和９年１月31日までに行う必要があります。設備等の購入・設置及び当該経費の支払いを完了した後、令和９年２月28日までに実績報告書を提出してください。

全体スケジュール

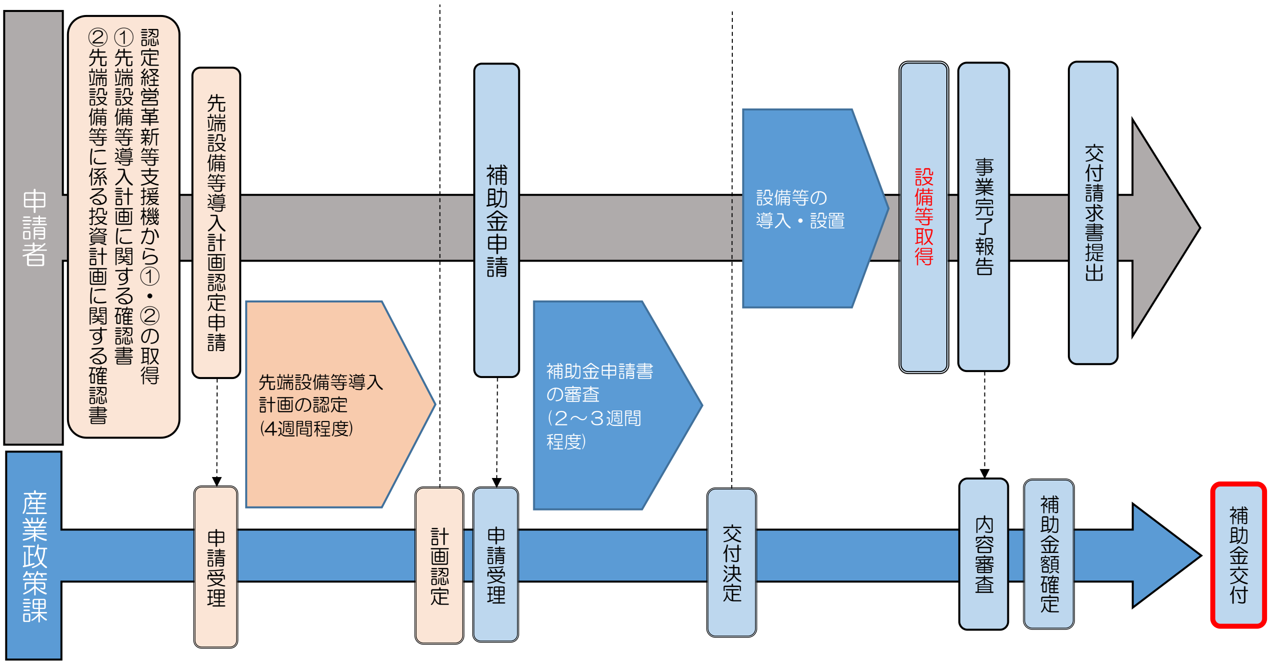

５．補助対象経費

１　対象となる設備等

本補助金の対象となる経費（補助対象経費）は、高知市の認定を受けた先端設備等導入計画に記載され、かつ認定経営革新等支援機関の確認を受けた投資計画に基づき導入する設備等の購入費で、次のいずれかに該当するものとします。

① **機械及び装置で１台又は１基の取得価格が160万円以上のもの**
② **器具及び備品で１台又は１基の取得価格が30万円以上のもの**
③ **測定工具及び検査工具で１台又は１基の取得価格が30万円以上のもの**
④ **建物附属設備で１台又は１基の取得価格が60万円以上のもの（家屋と一体で課税されるものを除く。）**
⑤ **上記の設備等の導入に不可欠なソフトウェアで１式の取得価格が30万円以上のもの**

２　取得価格・税の取扱い

「取得価格」とは、設備等の購入代価（本体価格）をいいます（ソフトウェアについては、１式〔通常１単位として取引されるもの〕の購入代価をいいます）。なお、補助対象額は、消費税及び地方消費税を除いた金額となります。

３　先端設備等導入計画に関する条件

補助対象となる設備等は、令和８年３月１日以降に策定または変更した「先端設備等導入計画」において、新たに追加された設備に限ります。

６．補助対象外経費

次に掲げる経費は、補助対象外とします。

１　申請・手続き上の取扱いにより対象外となるもの

・補助金の交付決定前に、発注・契約・購入（支払を含む。）を行った設備等に係る経費
・国、県その他の補助金等の交付を受けている（又は受ける予定の）設備等に係る経費
・市場価格とかい離している購入費用その他、公的資金の用途として社会通念上不適切と認められる経費

２　対象設備等の要件に該当しないもの

・中古設備等の購入費用
・ソフトウェアのみの購入費用（設備と一体でないもの）
・再生可能エネルギーの発電を行うための発電設備及び当該設備と一体不可分の附属設備（例：太陽光発電のソーラーパネル等）の購入費用
・事業所等の環境整備に資する設備等の購入費用
・パソコン、タブレット及び周辺機器・関連機器等の購入費用
・一般事務用ソフトウェア（ワープロ、表計算、プレゼンテーション等）、基本ソフトウェア（OS、セキュリティソフト、Web会議用ソフトウェア等）など、汎用性の高いソフトウェアの購入費用
・貨物の運搬、移動その他走行を主目的とする車両（例：軽トラック、営業車等）
・軽自動車税の課税対象となる小型特殊自動車（例：小型フォークリフト、農耕用トラクター等）
・上記のほか、車両として取り扱われ、生産設備と認められないもの

３　役務・開発・運用等の費用（購入代価以外）

・システム開発、Webサイト等の作成に係る費用
・ソフトウェアの導入に伴う附随費用（設定作業、自社仕様への附随的な修正作業等）
・設備等導入に伴う附随費用（例）設置費、運送料、手数料、建物の増改築・改修費、保証費、既存設備等の撤去・廃棄費、保守費、セットアップ費 等

４　取得形態により対象外となるもの

・設備等のリース費用及び割賦購入費用
・設備等のサブスクリプションに係る費用

５　目的外の取得

・販売、返品又は有償レンタルを目的とした設備等の購入費用

７．補助率・補助金額等

補助対象と認められる経費に対し、補助金額は次の区分に応じて算定します。

（１）補助率・補助金額の算定方法
　ア　補助対象経費のうち 300 万円までの部分：補助率 ３分の２以内
　イ　補助対象経費のうち 300 万円を超える部分：補助率 ２分の１以内

（２）補助金の上限額
　１事業者あたり 1,000 万円（消費税及び地方消費税は除く） を上限とします。
　※補助金額に千円未満の端数が生じた場合は切り捨てます。

（３）留意事項

・補助対象経費の額が、実勢価格（市場で一般的に取引されている平均的な価格）と大きくかい離していると認められる場合には、申請額の見直しを求めることや、その部分を補助対象外経費として不交付とする場合があります。

・補助金は、設備等の設置と支払いが完了し、実績報告書の内容確認後に交付されます。補助対象事業期間中に必要な資金については、自己資金または借入金等により調達してください。

８．応募手続きの概要

（１）募集期間

令和８年３月２日（月）～令和８年12月25日（金）午後５時15分〔必着〕

受付時間：午前８時30分～午後５時15分（正午から午後１時を除く）

※申請金額が予算に達し次第、募集を終了します。

（２）提出先（問合せ先）等

〒780-8571 高知市本町五丁目１-45　第二庁舎２階 　高知市役所　商工振興部　産業政策課　設備導入補助金担当 　電話：088-823-9456 　Mail：kc-151701@city.kochi.lg.jp

（３）提出書類

本募集で指定する申請書の様式を必ず使用してください。

様式等は高知市産業政策課ホームページをご確認ください。

提出書類の詳細は，別添の**提出書類チェック表**をご覧ください。

（４）提出方法

応募書類は，高知市商工振興部 産業政策課まで持参してください。

なお、補助金申請は先端設備等導入計画の認定が完了したものから受け付けます。先端設備等導入計画の認定申請と、補助金の交付申請の同時受付は行いませんのでご注意ください。

また、提出書類に不足がある場合、受理せず返却することがありますのでご注意ください。

※　提出された応募書類及び添付書類等は返却いたしません。事前にコピー等の控えを作成しておいてください。

９．交付決定及び交付

補助対象事業に関して、補助対象事業の**交付決定後に対象設備等を取得するようにしてください。交付決定前に設備等の発注、契約及び導入をしているものは、事前着手として補助の対象外となります。**

また、事業完了後（設備等の設置及び支払い後）速やかに実績報告書を提出して頂き、実施した事業内容の検査と経費内容の確認後に補助金交付請求書を提出頂いたうえで、補助金の支払いとなります。

※交付決定を受けた後、**本事業の内容を変更**、若しくは**本事業を廃止**しようとする場合等には、事前に市の承認を受けなければなりません。

10. 事業完了後の提出書類

補助対象事業の完了後（設備等を購入し、支払い完了後）、下記書類の提出をお願いします。

書類内容	必要部数	チェック
実績報告書（様式第４号）	原本１部	□
事業成果報告書	原本１部	□
補助対象設備等の支払いを確認できる書類（請求書、銀行振込受領書（※）、領収書等）	コピー各１部	□
設備等の設置及び型式等が確認できる写真	コピー各１部	□

（※）銀行振込受領書、銀行利用明細書、インターネットバンキングによる振込を証明できるものを印刷したもの等。支払の事実（支払の相手方、支払日、支払額等）を明確にしてください。

補助対象設備等の支払いについて

● 支払方法は、**原則銀行振り込み**としてください。
・現金やクレジットカードによる支払いは補助対象外です。
・振込手数料（相手方負担も含む）は補助対象外です。

● 補助対象外経費との混合払いは、原則行わないようにしてください。
補助対象外経費と混合で支払が行われており、補助対象経費との支払の区別が難しいものは、補助対象経費から除外される場合があります。

11. 交付決定後の注意事項

（１）補助対象事業の経理
・補助金は経理上、交付を受けた事業年度における収益として計上するものであり、法人税等の課税対象となります。
・補助対象事業に係る経理について、帳簿や支出の根拠となる証拠書類については、事業完了日の属する年度の翌年度から起算して5年間、管理・保存してください。
（２）取得財産の管理および処分制限
・補助金により取得した設備等（減価償却資産）については、善良なる管理者の注意をもって適切に管理してください。
・減価償却資産の耐用年数に相当する期間内（処分制限期間）は、市の承認を受けずに、補助金の目的に反して使用し、譲渡、交換、貸付、担保供与又は廃棄をすることはできません。

（財産処分時の返還金について）
・処分制限期間内に設備等の処分（譲渡、廃棄等）について市の承認を受ける場合には、要綱第18条の規定により国の財産処分基準を準用し、補助金の返還が必要となる場合があります。
・返還額は、設備の評価額（残存価額）や補助率等を基に、国の財産処分基準に従い市が算定します。
・返還が必要となった場合、市が指定する期限までに返還していただきます。
※この内容は要綱第17条・第18条の規定に基づくものです。

（３）立入検査等

・事業完了後５年間は、会計検査院等による検査の対象となります。

・検査で指摘があった場合や返還命令等が発生した場合には、その指示に従っていただく必要があります。

（４）事業完了後のアンケート

・事業完了後５年間は、設備導入効果の把握のためにアンケート調査等を実施する場合があります。

・市からの調査依頼があった場合は協力をお願いします。

（５）決算書等の提出

・先端設備等導入計画に定める計画期間内において、各事業年度の決算が確定したときは、次の書類を市へご提出ください。

－ 法人： 決算書

－ 個人事業主： 確定申告書（青色申告決算書または収支内訳書を含む）

・提出期限は「決算確定後、遅滞なく」となります。

※この内容は要綱第 20 条の規定に基づくものです。

（６）その他

・交付決定の際に指示された事項は必ず順守してください。

【提出書類チェック表】

（別添１）

<table>
<tr><th colspan="3">書類内容</th><th>必要部数</th><th>チェック</th></tr>
<tr><td colspan="3">１．令和７年度高知市中小企業等生産性向上設備導入支援事業費補助金交付申請書
（様式第１号）</td><td>原本１部</td><td>□</td></tr>
<tr><td colspan="5">２．添付書類</td></tr>
<tr><td rowspan="12"></td><td rowspan="4">共通</td><td>事業計画書（様式第１号 - ①）</td><td>原本１部</td><td>□</td></tr>
<tr><td>補助対象経費に係る見積書（※）及び設備等の詳細がわかるカタログ
（※）設備等の型式や取得価格が確認できるものを添付してください。</td><td>コピー１部</td><td>□</td></tr>
<tr><td>高知市において認定された先端設備等導入計画に係る認定通知書の写し</td><td>コピー１部</td><td>□</td></tr>
<tr><td>暴力団排除に関する誓約書及び照会承諾書</td><td>原本１部</td><td>□</td></tr>
<tr><td rowspan="4">①法人</td><td>履歴事項全部証明書（申請日以前３ヶ月以内に発行されたもの）</td><td>原本１部</td><td>□</td></tr>
<tr><td>会社の市区町村税等納税証明（「完納証明書」または「滞納無証明書」）</td><td>原本１部</td><td>□</td></tr>
<tr><td>前期の決算書の写し</td><td>コピー１部</td><td>□</td></tr>
<tr><td>前々期の決算書の写し</td><td>コピー１部</td><td>□</td></tr>
<tr><td rowspan="4">②個人</td><td>個人事業の開業届出書の写し
・収受日付印があるもの
・e-Tax にて届出をした場合は、受信通知も添付</td><td>コピー１部</td><td>□</td></tr>
<tr><td>市区町村税等納税証明（「完納証明書」または「滞納無証明書」）</td><td>原本１部</td><td>□</td></tr>
<tr><td>前年の所得税青色申告決算書の写し
（白色申告の場合は収支内訳書を添付して下さい。）</td><td>コピー１部</td><td>□</td></tr>
<tr><td>前々年の所得税青色申告決算書の写し
（白色申告の場合は収支内訳書を添付して下さい。）</td><td>コピー１部</td><td>□</td></tr>
</table>